

令和4年5月12日 開 会
令和4年5月12日 閉 会
令和4年5月 臨時会

川南町議会議録

川南町議会事務局

令和4年第3回(5月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	5月12日	木	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号（ 5月12日 ）	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第6号）	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第7号）	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第8号）	7
議案上程・提案理由説明（議案第35号～第38号）	12
議案質疑（議案第35号）	13
議案質疑（議案第36号・第37号）	13
議案質疑（議案第38号）	13
議案上程・提案理由説明（議案第39号）	16
議案質疑（議案第40号）	17
討論・採決（議案第35号～第40号）	18
議員派遣の件について	21
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	22
閉 会	22

川南町告示第98号

令和4年第3回(5月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月9日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和4年5月12日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘 美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和4年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録

令和4年5月12日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年5月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(河野 禎明・谷村 裕二)
- 日程第4 報告第6号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町税条例等の一部改正)
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて
(令和3年度川南町一般会計補正予算(第16号))
- 日程第7 議案第35号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第36号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び
川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第37号 工事請負変更契約締結について
- 日程第10 議案第38号 財産の取得について
- 日程第11 議案第39号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第40号 令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日高 昭彦 君	副町長押川 義光 君
教育長坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長小嶋 哲也 君
総務課長大山 幸男 君	財政課長谷 講平 君
まちづくり課長甲斐 玲 君	産業推進課長河野 賢二 君
農地課長三好 益夫 君	建設課長黒木 誠一 君
環境水道課長日高 裕嗣 君	町民健康課長米田 政彦 君
教育課長山本 博 君	福祉課長渡邊 寿美 君
税務課長大塚 祥一 君	代表監査委員永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただ今から、令和4年第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果についての報告及び公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告については、お手元に配付してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野禎明君及び谷村裕二君を指名します。

日程第4、報告第6号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

それでは始めます。報告第6号は専決処分をいたしました川南町税条例等の一部改正につきまして議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号は、令和4年3月31日に地方税法等の一部改正が公布されたことに伴い、川南町税条例及び川南町税条例の一部を改正する条例の一部を改正したものです。改正の主なものは、住宅借入金等特別税額控除を令和7年度まで延長。特定都市河川浸水被害対策法に基づき、貯留機能保全区域に指定された土地に対する固定資産税の特例措置の追加、条項のずれの調整などであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 今の提案理由の中に、貯留機能保全区域に指定された土地に対する固定資産税の特例措置の追加でありましたが、説明が、これってどこを指すのか教えていただきたいんですが。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問、御質疑にお答えいたします。この特例措置はですね、特例特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定された貯留機能保全区域にある土地に対して、特例措置を行うというものであります。現時点で川南町にこのような区域はですね、指定されておられません。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 法が変わったから入れておくというだけで、川南町には対象の土地はありませんということに理解していいんですか。

○税務課長（大塚 祥一君） この特定河川というのがですね、一級河川、または二級河川をいうとなっておりますので、川南町にも二級河川がありますので、もしそのような指定区域がされた場合に備えて規定するという考えでございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第6号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第6号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、報告第7号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第7号は、専決処分をいたしました川南町国民健康保険税

条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第4号は、令和4年3月31日に地方税法施行令の一部改正が公布されたことなどに伴い、川南町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。改正の内容は、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を630千円から650千円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を190千円から200千円にそれぞれ引き上げました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する特例を令和4年度まで延長しております。以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 限度額を引き上げるということですが、この対象人員というのはどのぐらいいるんでしょうか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。まだ新年度はですね、算定しておりませんので、令和3年度の限度額の数をお答えしたいと思います。まず医療分がですね、60世帯。支援分が90世帯。介護分が50世帯となっております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） この後期高齢者支援金の方はもう関係ないということですかね。

○税務課長（大塚 祥一君） 国民健康保険税にはですね、基礎分とされる医療分と、後期高齢者支援分と介護保険法の方ですね、第2号被保険者40歳から64歳までの方の対象の介護保険分という3種類がございますが、今回はその限度額のうち、医療分と後期高齢者支援金等の限度額を引き上げるものでございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第7号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、報告第7号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、報告第8号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第8号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第16号につきまして議会に報告し、その承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、346,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,634,016千円とするものでございます。それでは、主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明をいたします。町税77,312千円、地方特別交付金、23,173千円、地方交付税190,060千円の増額は、それぞれ見込み増によるものであります。国庫支出金57,749千円の増額、県支出金2,769千円の減額は、それぞれ事業等の完了見込みによるものであります。寄附金4,000千円の増額は、ふるさと納税と企業版ふるさと納税の実績見込みによるものであります。繰入金、15,552千円の減額、諸収入4,679千円の増額、町債20,600千円の減額は、それぞれ事業等の完了見込みによるものであります。次に歳出につきまして御説明いたします。総務費は、504,440千円の増額で、公共施設等整備基金積立金及び財政調整基金積立金の増額が主なものであります。基金への積み立ては、これから展開する諸政策や、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積み立てるものであります。民生費は45,645千円の減額で、児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金の減額が主なものであります。衛生費は、14,338千円の減額で、保健衛生総務費及び予防費の各種委託料の減額が主なものであります。農林水産業費は、31,973千円の減額で、園芸振興費、畜産業費及び国営土地改良事業費の各種事業等の執行残見込みによる減額が主なものであります。商工費は、20,621千円の減額で、第6波に伴う時短営業協力金が主なものであります。土木費は、32,466千円の減額で、道路新設改良費等の事業が完了したことによる減額が主なものであります。消防費は3,900千円の減額で、非常備消防費等の減額が主なものであります。教育費は、5,904千円の減額で、社会教育総務費等の減額が主なものであります。災害復旧費は、3,259千円の減額で、事業等執行残見込みによるものであります。第2表、繰越明許費補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等）、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業及び社会資本総合整備事業（改良）下野田・勝司ヶ別府線の変更並びに東地区コミュニティセンター改修工事及び、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業の当該年度内事業完了に伴う廃止であります。第3表、債務負担行為補正は、高齢者免許返納対策事業助成金、総合福祉センター備品購入費、役場北側駐車場整備測量設計委託料及びワクチン接種会場設営委託料（新型コロナウイルスワクチン追加接種分）の限

度額の変更並びに、立地適正化計画策定業務委託料が当該年度内に執行する見込みがなくなったことによる廃止であります。第4表、地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業、（長寿命化）の総務債、道路橋りょう債及び教育債の限度額の変更並びに農林水産業施設災害復旧債の自主財源による事業執行に伴う廃止であります。以上よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 専決処分の第5号川南町令和3年度川南町一般会計補正予算の大部分を散見すつとですね。もういつつも口が酸いなるほど言うわけやけんど、繰越明許費はあるわけですは、この中身の町長の説明によるとですね、第4表地方債補正は、公共施設適正管理推進事業、長寿命化の総務債道路橋りょう債及び教育債の限度額の変更並び、農林水産業施設災害復旧費債の自主財源による事業執行に伴う廃止でありますということですが、要はこの事業についてはですね、国の補助事業を利用して、活用してやっている事業であります、ここの事業は繰り越し、年度内に、当該年度内に事業が完了せずに繰越したもんだと思うわけですね。会計年度独立の原則でですね、会計年度とは収入支出に区切りをつける期間で国、地方公共団体とも、毎年4月1日から翌年3月31日までと定めているとあるわけですが、法208条の1で、ということはですね、当該年度の3月31日までに、精算できなかったわけですよ、これ事業完了せんずくで、当然国の補助を受けた事業でありますけど、であるから、国の補助も打ち切られるわけですね。ということは、仕事がでけんかった部分は、自主財源を活用して事業を完了され、したように取られるわけですね。そういうことを考えるとですね、もう町も繰越明許費乱発する財源運営を見とつとですね、もうちゃんと補助事業を利用しとつとやったら、年度内に事業完了して精算するようにせんかればですね、自主財源の乏しい本町においてはですね、今後とも財政運営に支障がきたすとやねとかって思うわけですよ。特に今後中学校の統合問題もあることでありますから、やっぱり予算の原則は原則として守ってですね、なるだけ自主財源を活用しないように国の制度事業の範囲内で事業を行うように緊張感を持って、仕事したいと思うわけですが、町長、執行責任者として、そこ辺のどこ職員に対してどのような教育をしているのですか、一言そこ辺のどこ伺います。

○町長（日高 昭彦君） 毎回ですね、児玉議員から本当にいろんなそういう心配していただくことに感謝申し上げたいと思います。我々の中で、財源問題はですね、本当に大きな問題であります。後々の世代に負担を掛けないよう、しっかりとそれは細心の注意を払いながら、制度に則った上で、事業については執行させているところでございます。近年の傾向と申しますか、国のですね、いろんな事がいっぱいありますので、総合的なものの言い方をし

ますが、補正予算の組み方がですね、本当にもう次の年度直前にはなることも非常に多くなってまいりました。

つまり、次の年度の当初予算扱いの補正も非常に多くなっております。議員が言われるようにですね、原則はしっかり我々も踏まえたつもりでやっております。職員一同ですね、本当にあの、次の世代にそういう負担をしないよう、そういう努力をしてしっかりやっていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○議員（児玉 助壽君） もう近頃、テレビに再々出るわけですが、国の国債乱発でですね、国の借金も1,000,000,000千円を超過するような状況でありますから、国の財源も厳しいわけですから当然、当然そこら辺のところも考えた上でですね、整理、制度設計し、予算編成を行って、事業を推進してもらいたいと思っておりますので、そのこのところ、よろしく願いいたします。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午前9時25分休憩

.....
午前9時25分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

○副町長（押川 義光君） 先ほど児玉議員の御質問のありました、補助金が削られて自主財源に振り替えられるんじゃないかという御質問がございましたけれども、事業にのっとってですね、適正な周知をかけて、補助金自体は変わらないという状況になっておりますので、国の補助金が一般財源に振り替えられるということは、現在の事業の中ではございません。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 近年の繰越明許費の乱発状況を見とっとですね、緊張感のねえこつを繰り返しておるからですね。そういう事態が発生するっちゃねかなちゅうのような危惧の元の質疑でありますので、そういうふうにとつて、答弁をしていただくと、いいかなと思っておるわけですが。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。児玉議員御指摘の通りですね、やはり基本的な部分に忠実に事業を行い、そして一般財源のですね、支出をできるだけ抑えるかたち、国、県の補助をいただいて、事業を運営していくということをですね、今後とも職員とともにですね、努力してまいりたい。そして議員おっしゃる通り、できる限り単年度の事業で終わらせる努力をするということをお伝えして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 予算書のまず33ページの上の方、一般管理費なんです、一般管理事業で、特別職報酬等審議会委員報酬マイナスの10人ということで276千円のマイナス、そ

れから行政改革推進委員会報酬これも10人減。これ193千円の減ですね。それから、そこがまず一つ目、それから59ページになります、都市計画総務費。都市計画審議会委員報酬7名の減、116千円の減、立地適正化計画策定委員会委員報酬2名減の58千円の減ですね。それから、61ページ教育費、教育総務費です。学校運営協議会委員報酬138千円の減、それから学校規模適正化審議会委員報酬85千円の減、それから次の63ページになるわけですが、一番下、教育費、社会教育費、社会教育委員報酬13万5000円の減、これ全て会議体が、当然会議規則ですとか、それから条例だとか、いろいろ会議の根拠はあるかと思うんですが、この人数が、人数で減人数と表記され、報酬額も減というふうになっているんですけども、考えられるのは、会議そのものを行わなかったのか、あるいは会議はしたんだけども、欠席者がいてこれだけの減になりましたという事なのかをお聞かせください。それで根拠となる条例なり規則なり、その会議の回数がですね、それに見合ったものだったのかどうかをお聞きします。

○総務課長（大山 幸男君）ただ今の川上議員の御質疑にお答えいたします。33ページですね、2款1項1目1節報酬でございますが、特別職報酬等審議会委員報酬10名の減、行政改革推進委員会報酬10名の減ですが、これにつきましてはですね、そのような案件がなくて開催がなかったということでございます。以上です。

○建設課長（黒木 誠一君）御質疑にお答えいたします。都市計画審議会及び立地適正化策定委員会の実施に行いましては、コロナの影響があり書面決議としたため、審議会報酬がなくなったものでございます。会長が5,600円、委員が5,500円という規定は、川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に係る条例にうたわれた金額でございます。以上です。

○教育課長（山本 博君）まず学校運営協議会委員報酬の件でございますと、学校規模適正化審議会委員報酬につきましては、欠席の方がいらっしゃった関係で減額をしております。

次に社会教育委員報酬につきましては、開催してない、コロナの関係でですね、開催しない日がありましたので、この件で減額をしております。以上です。

○議員（川上 昇君）まず33ページの特別職の件、それから行政改革推進委員会の件この件について対象案件がなかったということで、開催する必要がなかったということなのでしょうかまた後ほどお聞かせください。

それから、59ページの建設課の関係なんです、あの、これ年1回の会議体だったのでしょうか、いずれも都市計画審議会についても、それから立地適正化計画策定委員会、いずれも年1回だったのでしょうか。少なくとも年2回はあるような個人的にはそういうふうに思うんですが、それもお聞かせください。

それから61ページについては欠席者がいたのではということでしたのでこれ承知しました。

社会教育委員については、開催しなかったということなんですけど、規則あるいは条例か何かで、会議体のことが決まってると思うんですけども、そちらの会議の根拠について、照合して、問題なかったのかどうかをお聞かせください。以上です。

○総務課長（大山 幸男君） ただいま川上議員の御質疑にお答えいたします。特別職等審議会委員報酬と行政改革推進委員会報酬ですけれども、案件が先ほどお答えしたようにですね、開催する案件がなくて開催していないということでございます。以上です。

○建設課長（黒木 誠一君） 都市計画委員会、委員会報酬等についてお答えいたします。委員報酬につきましては、当初予算時に終日2回、半日2回の予定でありましたが、1回ずつの開催、立地適正化計画も含め1回ずつの開催でしたので、減額しております。以上でございます。

○教育課長（山本 博君） 社会教育委員の報酬についてでありますけど、規則等で定めていると思います。失礼しました。条例の方で定めているようであります。開催しなかった経緯につきましてそういう案件がですね、なかったということでの、コロナの関係等ですね開催しなかったということでもあります。以上です。

○議員（川上 昇君） 総務課の関係それから建設課の関係につきましては承知しました。最後の教育課長の社会教育委員の関係なんですけど、条例で規定してるということなんですけども、この社会教育委員については、様々なその協議がされてると思うんですけども、対象とする案件がなかったというようなことなんですけど、そういった何か案件があったから、開催してきた会議なんだろうかな。そこをちょっと私、特別何か起きたから集めて解決するというような会議ではないというふうに認識していたんですけど、会議しなかったということの問題ないのかどうか、今一度お聞かせください。

○教育課長（山本 博君） 開催しなかったということではありますが、正確な年間の回数、何回しないといけないという、すいません、今現在把握しておりませんが、ゼロではなかったということですね、ゼロではなくてですね、開催をしていたんですけど、開催することでその会の中では十分足りてるんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第8号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第8号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第35号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第36号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び、川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第37号工事請負変更契約締結について、日程第10、議案第38号財産の取得について、以上4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本4議案について、提案の理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第35号から議案第38号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第35号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を参考に、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容は、令和4年6月以降の期末手当の支給率を、一般職の職員については100分の127.5から100分の120に、再任用職員については、100分の72.5から100分の67.5に引き下げて支給するものであります。次に、議案第36号は、一般職の職員等の給与改定に準じて、川南町特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容は、令和4年6月以降の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の162.5に引き下げて支給するものであります。次に、議案第37号は、川南町総合福祉センター外構工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。次に、議案第38号は、川南町子育て支援センター備品購入による財産の取得について、よいこの国中央、代表黒木光幸氏を、相手方とした契約を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上4議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第35号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 提案理由では、人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与、こういうふうに下げますよという提案ですが、今、情勢は結構物価高でみんな低賃金で苦しんでるって私は思ってるんですが、他の市町村では、この事では引き下げをしなかったという市町村を聞いているんですが、そんな調査はしなかったんでしょうか。いかがですかね。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えをいたします。全ての市町村を調査しているわけではございませんが、議員がおっしゃられるようにですね、引き下げしないというような自治体も一件あることは承知しているところでございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第35号の質疑を終わります。

議案第36号川南町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第36号の質疑を終わります。

議案第37号工事請負変更契約締結について、質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号財産の取得について、質疑はありますか。

○議員（養原 敏朗君） 議案第38号についてちょっとお尋ねいたします。備品購入による財産の取得ということですが、ちょっとこれも疑問があるんですけど、契約の方法プロポーザル方式。契約の方法プロポーザル方式というのは聞いたこともありませんけど、入札の方法だったら理解できるんですけどですね、備品購入ということですが、備品購入でどんなプロポーザルをやったのかなど。通常の備品購入であれば、一定のものとか能力を指定して、入札していただくと、ということなんですけど、どんなプロポーザル方式をされたのかなどという点と、これは、入札にはいろんな方法があると思うんですけど、公募でやられたのか、一般競争入札みたいな方法ですね。とかやられたのか、指名競争入札みたいな方法でやられたのか。その点をちょっとお尋ねいたします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） このプロポーザル方式については、まずこの方式を取るまでに、子育て支援センターのプロジェクトチームで、室内遊具についての協議を重ねてきました。遊具設定のコンセプトとして、青い空と海、緑深い、森や田畑そして自然と緑豊かな川南町という特徴を表現することと、あと子ども達がわくわくするような魅力のある遊具であることを挙げました。これを入札方式で行うには、希望する遊具の規格の統一が困難であったこと、それで提案金額だけでなく、川南町の特徴を反映した遊具の質の高さ、それと提案される遊具の内容、それと協議できる業者の経験実績、そこを判断するために、このプロポーザル方式をとることとしました。そしてこれについては、掲示とホームページ上で3月の14日に公告をしまして、同時に公募開始をしております。以上です。

○議員（養原 敏朗君） 一つは理解できました。公募でやったということですよ。公募は例えば公告をした掲示板に公告したとか、インターネットでやられたとかいうことなんでしょうけど、プロポーザル、通常のプロポーザルをですね、なんていうんですかね、例えば職員の研修計画とかですね、そんなアイデアというんですかね、いわゆるコンサルタント業務とか、そういうことをするのが、通常はプロポーザルだろうと思うんです。似たようなコンペとかいうのもありますけどですね、これをだから備品購入部分と、企画立案部分と分けるという選択は、考えられなかったのかという点と、もう一つは、その備品内容プロジェクト中も作られたということですけど、その中でこういうものを入れようねとかいう発想はなかったんだろうかなあつていうことをお尋ねしたいと思うんですけど。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 子育て支援センターの遊具室をまず5つのエリアに分けようと考えておまして、アスレチックコーナー、乳児スペース、おままごとコーナー、絵本コーナー、活動エリアこういうふうなエリアごとで遊具を設置しようというふうに考えて、備品購入を提案しました。以上です。

○議員（養原 敏朗君） いけないとか、そういうことで言ってるつもりは一つもないんですよ。ちょっとプロポーザルの内容を知りたかったもんですから、それともう一つは、もし備品が決まっておればですよ。多分、想像で申し上げて申し訳ないんですけど、遊園地の備品とか、あんなものは何ですかね、受注生産的なところもあるから、なかなかあの椅子や机みたいにこうこうという企画、入札みたいなのは難しいのかな、という気はするんですけど、もし、規格品とかであれば町内業者も受注でき、入札に参加できるよなっていうふうに理解した、思ったもんですから、ちょっとお尋ねしたところです。また後で詳しくお尋ねするかもわかりません。すいません。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第38号の質疑を終わります。

日程第11議案第39号令和4年度川南町一般会計補正予算第1号、日程第12議案第14号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第1号、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第39号および議案第40号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第39号は、コロナ禍で影響を受けている町内経済の回復支援策を予算計上するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,597,464千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、85,000千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。繰入金は5,464千円の増額で、財源調整による財政調整基金繰入金であります。次に歳出につきまして御説明いたします。

商工費は90,464千円の増額で、地方創生臨時交付金を財源とするマイナポイント第2弾上乗せ事業付与助成金。特産品送料助成金及び住宅リフォーム助成金を、町内経済回復支援策として計上するものであります。次に議案第40号は、町内経済経営回復のために実施する電子地域通貨事業に伴う予算計上であり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、383,911千円とするものでございます。歳入につきましては、事業収入1億円の増額で、住宅リフォーム助成金及びマイナポイント第2弾上乗せ付与助成金並びにマイナポイント事業費補助金の事業収入であります。歳出につきましては、電子地域通貨事業費100,000千円の増額であります。以上2議案補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第39号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。7款1項2目、商工業振興費の18節負担金補助および交付金84,800千円のうち、24,800千円については、国が実施するマイナポイント事業第2弾に、電子地域通貨トロンを選択した場合に、さらにポイントを上乗せして助成するための費用であります。マイナポイント事業第2弾においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用申し込みを行った方、及び公金受け取り口座の登録を行った方に、それぞれ7,500ポイントが付与されます。その際、地域内経済循環を促し、町内経済対策に資するため、マイナポイントの付与先に、電子地域通貨トロンを選択していただくことで、それぞれ2,500ポイントを上乗せ付与するものです。以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第39号令和4年度川南町一般会計補正予算第1号について、質疑はありませんか。

○議院（児玉 助壽君） 議案第37号で質疑すつとんわからんかったちゃけんども、当然契約期間の変更が目的じゃろうと思うがよ。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員、ただいま議案第39号ですが。

○議員（児玉 助壽君） これ、当然契約変更してなんしとつと。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員に申し上げます。質疑は議案第39号・・・。

○議員（児玉 助壽君） 令和4年度の今度の会計補正予算に載つとらんやないか繰越明許費か何かで乗らないかんはずじゃが、出納閉鎖後になつとるわの終了期間が、令和4年度の6月30日になつとるか、出納閉鎖が令和4年の5月31日じゃかいこら令和4年度の予算にならないかんちゃろがね。令和4年度川南町一般会計補正予算第1号の繰越明許費としてあげんな。これ予算が混同すつとやないかって聞きよつとやがね。出納閉鎖後になつとるわね、工期延長しとつとは、こういうこつしよつと、ちゃんと会計を会計処理をちゃんとしとかんな決算の時混同すつとやないかていよつとよ。この契約書見つと令和4年の5月31日までになつとるわけやんけ、工期期間が。ちゅうことは、出納閉鎖内に終了することにしとるわけやがね。令和3年の補正で繰越予算して。それでできんで跨いで工期を延長しとるわけだから、ちゃんとして会計処理をせんな。決算で混乱すつとやないかていよつとですよ。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。先ほどのですね、工事請負の変更契約締結についてということで、総合福祉センターの外構工事の分でございますが、この分につきましてはですね、継続費で設定しております。令和3年度ですね、この3月議会におきまして3月補正で継続費補正の変更ということで、額の変更も行っておりますので、令和4年度の予算が出てこないということでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 継続事業で令和4年度にまでになつとるけんども。決算で令和5年度に上がってくると思うっちゃけんども。ちゃんと出納閉鎖月が決まったとつとん、出納閉鎖月までに仕事を今まで繰越明許でやってきとるけど、それを出納閉鎖月までに、ほとんどの事業を完了しております。これはまたいでこういうことしとるわけだが、なぜ出納閉鎖ちゅうとがあるかちゅうと、そういう次年度の予算と混同せんごつその出納閉鎖ちゅうとがよ決まつとるはずじゃが、会計年度独立の原則ちゅうとがあるわけだから。そういうなんがある中でよ。いかなもんじゃろうかなと思うわけですよ、ちゃんと会計処理しとかんな。まあいいです。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 10ページですが、先ほどまちづくり課の方から説明があったページですけども、特産品送料助成金40,000千円、それから住宅リフォーム助成金20,000千円ということで上がっておりますが、昨年2つとも昨年は非常に好評な事業だったと私は記

憶しておりますが、この特産品送料助成金においては、そのいわゆる生産者の公平性ですね、生産物はいろいろ季節によって変化しますんで、そういうことをどう配慮するのか。この住宅リフォーム助成金の20,000千円はですね、昨年したかったけども、締め切っちゃったという話も私の記憶では2名ほど聞きましたが、それで両方ともですね、公平性を保つために、昨年度の経験を生かしてどのような対応するのか伺います。

○産業推進課（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。まず送料助成の方の作物ごとの公平性ということなんですが、昨年度はですね、4月から9月の期間に送料助成を行っております。従ってですね、冬の間の作物について対象にならなかったという声もありますので、令和4年度についてはですね、できるだけ早いうちから始めまして、今年度いっぱい、もちろん予算の関係がありますので、その範囲内ではですね、やろうと計画しております。あと住宅リフォームについてはですね、昨年度が受付がすぐ終わったということで、今回はですね、昨年から予算を倍増して20,000千円としております。またこれまでですね、継続して行ってきたこのリフォームを対象と一度なった方はですね、今回も2度目は使えないということで公平性を保っております。以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） はい、ありがとうございます。住宅リフォーム助成金については、多くても先着順という考え方ですか。

○産業推進課（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。確かにですね昨年は1日目の午前中ぐらいで受付が終わるといような状況でしたが、その前の年がですね、受付を開始して4、5ヶ月、10月ぐらいに受付が終わったということで先着順にしておるところなんですが、今回もですね、先着順でやるという予定にしております。以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 状況を見てからですが、その先着順、昨年は業者の方々も積極的に回られてるんじゃないかという話も聞きました。今年度もそういうことが予想されると思うんですが、早いもん勝ちじゃなくても、状況を見れば一応受付期間を限定してとか、それで多ければ抽選とかそういう手立てもですね、状況に応じて、なるべく町民に公平に、そういうことも、ただ順番で早いもん勝ちではなくて、多ければですねそういうことも勘案してほしいと思います。答弁は結構です以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第39号の質疑を終わります。

議案第40号、令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第40号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控え室に移動願います。

午前10時09分休憩

午前11時30分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま、教育課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育課長（山本 博君） 先ほどの川上議員の御質疑に対しまして再度答弁させていただきたいと思っております。まずちょっと曖昧な発言になってしましまして大変申し訳ありませんでした。また案件がなかったということにつきましてですね、訂正をさせていただきたいと思っております。社会教育委員についてであります、本町の生涯学習を推進するために社会教育委員からですね、意見を聞きまして、社会教育行政に生かすことにしています。年4回会議を予定していますが、コロナを考慮して、去年は年1回の開催となっております。また他に県の方の会議が2回、あと勉強会の方が年3回予定しておりましたこれも、コロナの影響によりまして中止となっております。このことが影響しておりまして、この報酬の減額となっております。今後コロナ対策を実施しまして、社会教育を推進するために、定例会や研修会等をですね、実施するように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 本会議は、臨時会につき、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は、議案ごとに行います。

議案第35号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第35号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第36号川南町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第36号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第37号工事請負変更契約締結について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号工事請負変更契約締結について、反対の立場に立って討論いたします。その反対の理由についてであります。原案の変更工事請負変更にかかる原因として、コロナの影響による資材等の納期の遅れが原因とコロナのせいにして最もらしいことを担当課は言うておりましたが、そもそもこの契約とは、守るために締結したものであるし、あるわけですから、近年、我が町においては、この契約変更が常態化しておりますが、何のための契約なのか意味がわかりません。この議案を令和3年3月22日から令和4年5月31日までに事業完了するというなんで契約期間が決まったわけですが、当然議会はこれを信用して議決したわけですよ。何のための議会の議決であったのかわかりません。当然、令和4年5月31日までに完了をすべきであります。今回そういうコロナの影響により、この令和3年3月22日から令和4年6月30日に延期するようになっておりますが、コロナの影響の資材の納期の遅れが原因と言われるわけですが、私が思うにはですね、事業者は、同じ時期に番野地保育園の事業落札して事業を行っております。当然2つも掛け持ったら、事業は完了せんちゅうのが予測される中で、もう契約を結んでるわけですが、今回は日程変更になつとりますが、現状のこの世界におけるインフレ状況においてのロシアのウクライナ軍事侵攻による影響等によって、米国はインフレ状態になつとるわけですが、当然、米国が風邪

をひけば日本も風邪をひくという状況にあるわけですから、当然、物価高騰が予測されており、日程延期1ヶ月すれば、今の現状であれば、短期的に建築資材の高騰は危惧されるわけですから、この契約の金額89,650千円も、もう1ヶ月工期を延期すればまたこの金額も実際、これですむのかなと思っておるわけですが、また契約変更が出てくるのじゃないかというそういう危惧もされるわけですが、やっぱ契約はそのための守るための契約でありますから、こういうのを野放しにしたらですね、今後、町立中学校の建設問題もありますし、町は令和8年事業完了というようなことを計画を立てておりますが、こういうふうに契約変更を繰り返したらその事業完了もでけんごつなります。こういうやり方をしよったら何を信用していいのかわかりません。また、中学校建設に反対する怪文書等も出まわっておりますので、こういうのを認めよったらですね、そういう人たちの攻撃材料になって、今度の中学校問題も頓挫するのではないかと考えております。そういう理由でありますので、いまいち綱紀肅正のために原案に反対するものであります。同僚の皆さん、賛同のほうよろしく願います。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第37号工事請負変更契約締結については、原案のとおり可決されました。

議案第38号財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第38号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

議案第39号令和4年度川南町一般会計補正予算第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第39号令和4年度川南町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第40号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第40号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第1号について反対の立場から討論します。今回の補正予算は、国が実施するマイナポイント事業に伴うものですが、マイナポイントにはマイナンバーカードが不可欠です。国がマイナポイントを進めるのは、世界から遅れを取っている日本のキャッシュレスサービスを普及させたいからです。電子地域通貨マイナポイントについて、町民全体の利便性が保証され、1人も取り残さない安心安全な事業なのか。個人情報漏れることはないのかが心配です。マイナンバーカードは、身分証明にもなると言われても、経済的に通信端末を持ってない町民や、高齢者や障害者など、デジタルに対応できない町民が置き去りにされます。従って、議案第40号には反対です。反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第40号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配付いたしました、議員派遣のとおり決定をしました。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和4年第3回川南町議会臨時会を閉会します。

午前11時59分閉会
